

外ヶ浜町生活支援サポーター派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等が出来るだけ長く住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活に必要な支援を生活支援サポーター（以下「サポーター」という。）を派遣することで、高齢者等が安心して日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、外ヶ浜町社会福祉協議会（以下、「社協」という。）とする。

(支援内容、利用時間、利用可能日)

第3条 支援内容、利用時間は別表1のとおりとする。

2 利用可能日は年末年始（12月29日～1月3日）を除いた月曜日から金曜日までとする。

(生活支援サポーターの登録)

第4条 サポーターとして活動を希望する者は外ヶ浜町生活支援サポーター登録申請書(様式第1号)により登録し、社協は外ヶ浜町生活支援サポーター登録通知書（様式第2号）を交付する。

(生活支援サポーターの登録の取消)

第5条 サポーターが登録の取消を行うときは、外ヶ浜町生活支援サポーター登録取消届（様式第3号）により届け出るものとする。

(生活支援サポーターの活動範囲)

第6条 サポーターの活動範囲は活動の継続性などを考え、原則としてサポーターが居住する合併前の旧町村区域（蟹田・平館・三厩）とする。ただし、サポーターの配置状況や利用者の希望により活動範囲を超える場合も有り得る。

(利用対象者)

第7条 事業の利用対象者は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、認知症状のある方への派遣は、関係機関へ本人の状態等を確認したうえで判断する。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障害者手帳保持者
- (3) 介護保険法、障害者総合支援法によるサービス利用が可能な方で希望するこの事業の支援内容が給付サービス内容の利用対象外の方
- (4) その他会長が特に必要と認めた者

(利用の申請)

第8条 事業の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は利用希望日の概ね7日前までに外ヶ浜町生活支援サポーター派遣事業利用申請（変更）書（様式第4号）を提出する。

(利用の決定)

第9条 会長は前条の申請を受理したときは、速やかにその結果を外ヶ浜町生活支援サポーター派遣事業利用決定（却下）通知書（様式第5号）により通知する。

(利用にあたり利用者の守るべきこと)

第10条 利用者は次の各号について守るものとする。

- (1) 生活支援サポーターにお礼の品物を贈答したり、利用料金以外の料金を支払わない。
- (2) 支援の変更や中止等がある場合は社協へ連絡するものとする。

(利用の辞退)

第11条 利用者は第7条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、生活支援サポーター派遣事業利用辞退届(様式第6号)を提出する。

(利用料金)

第12条 利用料金は、別表1で定める基準による。

(利用料金の支払い方法)

第13条 利用者は社協から発行される請求書により、利用月の翌月15日までに支払うものとする。

(生活支援サポーターへの活動経費の支払い)

第14条 社協はサポーターが提出した支援記録表(様式第7号)に基づき、別表1に定める利用金額に活動回数で乗じた1ヶ月の活動分を翌月末日までに支払うものとする。

(生活支援サポーターの活動に備えた保険の加入)

第15条 サポーターの活動中の事故に備えて全国社会福祉協議会が契約者である福祉サービス総合補償に加入するものとし、保険料は社協が負担する。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。